

暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災 その他緊迫事態における非常措置について

暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災、その他緊迫事態の発生により生徒の登下校に危険があると予想される場合、臨時休校その他の非常措置をとる場合があります。

1 . 「暴風警報」の発令時における措置

午前7時において
「暴風警報」の発令中の場合



臨時休校とする

午前7時までに「暴風警報」が解除された場合は、登校させて下さい。
ただし、暴風による影響が考えられますので、十分気をつけて登校
するよう注意をお願いします。

登校後、「暴風警報」が発令された場合は、状況を見て下校させます。

2 . その他の警報（大雨・洪水・大雪など）

登校前 ⇨ 通常通り、登校させて下さい。

登校後 ⇨ 状況によっては、終業時刻を繰り上げて下校
させることもあります。

3 . 安全指導について

大雨・洪水・暴雨・大雪等の非常変災、その他緊迫事態の時には、学校でも可能な限りの配慮をさせていただきますが、ご家庭におかれましても、次の諸点につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 大雨・洪水・台風等の変災時の登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物への配慮を十分にいただき、通学路の安全に万全を期すよう、通学路や生徒の実態に即した適切な注意や助言・指示を与えてください。
- (2) 警報・注意報が解除されたり、風や雨がやんだ後にも、河川の増水等の危険が残ります。遊び場や通学路に危険性がないか調べていただくなど、危険防止に向けたご配慮をお願いします。
なお、事故が発生した時は、速やかに学校へ連絡してください。
- (3) 大雨・洪水・暴風・大雪等の時、生徒が遅刻・早退をする場合には、学校（学級担任）と平常以上に連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期すことができますようご協力ください。

草津市立新堂中学校

TEL 568 - 2990

FAX 568 - 4047